

第2回 八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会 会議録（要旨）

開催日時：令和7年12月8日(月) 18時～20時

開催場所：八尾市立青少年センター 3階 集会室

出席者：水鳥会長、池田副会長、浅井委員、石田委員、泉谷委員、高瀬委員、朴委員、伊藤委員、伊原委員、植村委員、小川委員、笠原委員、梶山委員、金委員、草積委員、徐委員、高木委員、松田委員

傍聴者：3人

事務局：人権ふれあい部次長 兼 人権政策課長 寺島
人権ふれあい部人権政策課課長補佐 阪田
人権ふれあい部人権政策課係長 池田
人権ふれあい部人権政策課副主査 山崎
八尾市教育委員会人権教育課長 齊藤

株式会社HRCコンサルティング 東野・松村・小西

次第：

1. 開会
2. 案件
 - (1) 「(仮) 第3次八尾市人権教育・啓発プラン」(素案) について
 - (2) 今後のスケジュールについて
 - (3) その他
3. 閉会

会議資料：

- 第1回 八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会 次第
資料1 「(仮) 第3次八尾市人権教育・啓発プラン」(素案)
資料2 プラン構成表
資料3 今後のスケジュールについて

参考資料：

- 参考1 第1回ワーキング全体会まとめ
参考2 第2回全体会・第1～3ワーキング部会Aのまとめ【こども・学校1班】
参考3 第2回全体会・第1～3ワーキング部会Aのまとめ【こども・学校2班】
参考4 第2回全体会・第1～3ワーキング部会Aのまとめ【職場班】
参考5 第2回全体会・第1～3ワーキング部会Aのまとめ【地域班】

当日配布：

- 八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会規則
八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会委員名簿
座席表
「(仮) 第3次八尾市人権教育・啓発プラン」表紙(案1～案4)

議事内容

○出席状況確認

委員 18 名全員が出席。本審議会の規則第 6 条第 2 項の規定に照らし、会議が成立している。

○資料確認

○案件 1 「第 3 次八尾市人権教育・啓発プラン」(素案)について

【事務局説明】

- ・「(仮称) 第 3 次八尾市人権教育・啓発プラン」(素案)について、第 1 回プラン策定審議会(9月17日)を開催し、その後2回にわたるワーキング全体会を開催。10月から11月にかけてグループA「こども・学校」分野、グループB「地域・職場」分野の2グループに分かれて、それぞれ3回ずつ、ワークショップ形式を中心としたワーキング部会を開催した。
- ・「(仮称) 第 3 次八尾市人権教育・啓発プラン」(素案)の構成につきまして、現行「第 2 次八尾市人権教育・啓発プラン」との比較から、変更点を説明する。
- ・「(仮称) 第 3 次八尾市人権教育・啓発プラン」(素案)の章毎に変更点を説明する。
- ・「八尾市「部落差別の解消に関する施策の方向性について」八尾市部落差別解消推進基本方針答申」について、「方向性」を素案「第 6 章 人権教育・啓発を進めるため」の項目に取り入れる形で策定している旨を説明する。
- ・第 5 章、第 6 章について、現行プラン「取り組み主体」を、素案では「庁内関係課」に変更した旨を説明する。また、「取り組み主体」として記載していた各種団体の掲載を控え、プラン内容とは別途記載する旨を説明する。

【主な意見】

- ・素案における八尾市が積み重ねてきた人権施策の歴史と実践の記述について、第 2 次プランと比較して増えるはずが減っている。削る必要はないのではないか。
- ・「市民との協働」「各種団体との連携」の実質化(当事者性のある個人や団体の位置づけについて)について、本プランは「市民との協働」を意識して第 1 次より策定してきた経緯から、素案にて「庁内関係課」のみの掲載にしたことで行政だけが行ってきたプランになりかねない。「市民との協働」「各種団体との連携」を基準にして「取り組みの主体」とした方が良い。
- ・上項と絡めて、「取り組み主体(75 ページ)」として記載していた各種団体の掲載を控えられたことに対し、団体記載を削る必要はないのではないか。
- ・上項と絡めて、「パブリックコメント終了後に別途記載する団体の何か」と「素案に盛り込む内容」の整理をしてほしい。
- ・「進行管理と評価の実施(素案 17、18 ページ)」について、定量的評価のみではなく定性的評価を取り入れるべく、課題ではなく積極的に検討していく方向で、重要視したプランにしてほしい。
- ・ワーキング会議が何を議論してきたか、わかるようなプラン内容にしてほしい。
- ・「こどもの権利(24~25 ページ)」について、デジタル時代における「こどもの権利」きちんと明記してほしい。
- ・「女性の人権(23~24 ページ)」について、第 2 次プランと比較して法整備に関する記述が削除されている。法整備や八尾市の取り組みに関する記述を強化してほしい。
- ・「女性の人権(23~24 ページ)」について、第 2 次プランと比較して「暴力防止教育」や「女性への暴力」の記述がなくなっている。人権教育としての性教育を強化してほしい。
- ・目標に「複合的な差別」との記述があるが、この計画の中にどのように盛り込まれているのかわかりづらい。明確な記述を求める。
- ・第 5 章、第 6 章に記載している「ワーキング全体会・ワーキング部会の意見」について、「取り組みの方向」等内容が紐づいていない。また、単に削るだけでなく「本プランには盛り込めないが必要である」との書きぶりにできないか。

- ・「第5章（3）市民団体や研究機関による活動の促進（63 ページ）」についての分量が、第2次プランと比較して非常にコンパクトになっている。これまで取り組んできた団体の記載に抜けがないか、確認してほしい。
- ・「第5章（3）市民団体や研究機関による活動の促進」について素案では、地域のみを集約されてしまっている。記載位置を確認し、充実を図ってほしい。
- ・「第4章 5. 同和問題（部落差別）（29 ページ）」の市民意識調査結果について、パーセンテージの記述がない箇所がある。第2次プラン（10 年前）と比較するためにも明記してほしい。
- ・「第4章 5. 同和問題（部落差別）（29 ページ）」の『八尾市「部落差別の解消に関する施策の方向性について」八尾市部落差別解消推進基本方針答申』について、第6章で包含されているとは考えにくい。熟考する必要がある。
- ・「第4章 さまざまな人権課題への取り組み」について、各課題に「めざす姿（目標）」の記述があるが、統一性がない。特に「こどもの人権」では「いじめ」が取り上げられているが、「偏見や差別なく」は全課題に必要ではないか。
- ・第5章、第6章について、「めざす姿（目標）」、「取り組みの方向」、「ワーキング全体会・部会の意見」の後に「主な取り組み・庁内関係課の一覧表」を記載した方が良い。

○案件2 「今後のスケジュール」について

【事務局説明】

- ・資料3に基づいて「今後のスケジュール」について説明する。

【主な意見】

- ・審議委員は、パブリックコメントで提示される素案を事前に確認できるのか。
- ・関係団体紹介ページについて、団体掲載の基準や内容の確認はどの段階でなされるのか。
- ・成案のめどは、第3回八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会（2月9日）前でよいのか。

○案件3 「その他」について

【事務局説明】

- ・「第3次八尾市人権教育・啓発プラン」の表紙案について4案を提示する。
- ・4案のうち、八尾市人権マスコットキャラクター“ひゅーペン”が掲載された2案と、そうでない2案を審議委員に挙手にて投票を求める。
- ・審議委員投票では「3案 ひゅーペンと風船」が17票中13票であった。

【主な意見】

- ・“ひゅーペン”について、第2次プラン表紙（LINE スタンプ）は手書きイラストである。どなたが描かれたのか。また、第3次の4案はどの経緯から出されたのか。
- ・この投票で表紙デザインが決定してしまうのか。
- ・“ひゅーペン”が誕生した経過を知ってもらうためにも、由来説明も記述した上で、表紙に使用した方が良い。

【会長より】

- ・本日指摘があった修正は、事務局と会長・副会長で話し合いをし、最終的な素案を作成する。

【事務局説明】

- ・今後は12月22日から1月21日の期間において、市民意見の募集を行う。
- ・2026（令和8）年2月9日（月）に第3回プラン策定審議会を開催し、市民意見を踏まえた新計画の検討を行う。